

令和3年第4回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

令和3年12月22日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第4回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和3年12月22日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場（笠置いこいの館 2階 せきれいの間）						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年12月22日 9時35分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和3年12月22日 15時06分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	×	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保健福祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建設産業 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	松 本 俊 清		3 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和3年第4回笠置町議会会議録

令和3年12月15日～令和3年12月22日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

令和3年12月22日 午前9時35分開議

- 第1 議案第39号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第6号)の件
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告
- 第4 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時35分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

向出議員から親族の葬儀のため欠席届が出ていますので、御報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（大倉 博君） 日程第1、議案第39号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから議案第39号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由を申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出総額15億947万3,000円に、歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出総額を15億1,267万3,000円とするものです。内容といたしましては、国が進める子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る給付金となっております。

11月30日に先行給付として324万円の補正予算を専決し、12月15日に本議会にて御承認いただきましたが、10万円の一括給付が可能となったため、対象となる皆様に年内に支給させていただきたく追加提案いたしました。よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。議案第39号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、町独自の給付金の財源とするため、20万円を計上させていただいております。

2目民生費国庫補助金では、国制度による給付金の財源とするため、300万円を計上させていただきます。

次、8ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、子育て世帯への臨時特別給付金の事業といたしまして320万円を計上させていただいております。

今回の補正予算につきましては、給付金のみで計上でございます。専決させていただいた5万円の分と今回提案させていただいております5万円分、合わせて10万円を一括現金で給付する予定とさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

これ対象人数は前の専決のときに64名という説明だったと思うんですが、先ほどの議運では62名が対象で予備が2名というような説明がありました。

この前の専決のときに、15歳以下の方、また16歳から18歳の対象人数についても質問したんですが、お答えをいただけていません。また、基準日についてもお答えいただけていませんので、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

回答が遅くなっておりまして、誠に申し訳ございません。基準日につきましては、現在児童手当を受給されている方につきましては、10月分の児童手当を受給されている方が対象になります。また、それ以外の方につきましても、今年度中に18歳になられる方、また今年度中に出生される方が対象になります。

それぞれの人数でございますが、高校生の方が10名、中学生が12名、小学生が25名、就学前が15名の計62名、現在の対象者は62名という形でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、転入転出される方というのはどうなるんでしょうか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。基準日時点、9月30日の基準日で10月の

児童手当が対象になります。説明不足で申し訳ございませんでした。9月30日時点の住所地での支給という形になります。

今後出生された方につきましては、出生地住基のあるところでの支給ということになります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ちょっとまたくどい話になるんですけども、本当に町単独分、これが国庫補助金を充当していいのかというあたりを質問したいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

専決の第4号の承認の補正予算のときでも御説明させていただきましたとおり、町単独の事業となりますが、地方創生のコロナ対策といたしましての交付金が対象となってくるというところで確認しております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第39号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許されません。

6番、田中良三議員の発言を許します。着席での発言を許可します。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

1つ目の質問の給付金については、39号議案で可決されましたので、省略させていただきます。その次、コロナについて、2月と3月に3回目の接種が予定されておりますが、モデルナが予定されているんですか、ファイザーが予定されているんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、国のほうで承認されているワクチンにつきましては、ファイザーとモデルナが承認されているという状況でございます。

笠置町のほうでも、ファイザーのほうにつきましてはワクチンの確保ができています。基本的にはファイザーのワクチンで進めていきたいということで考えておりますけれども、モデルナを希望される方につきましては、ワクチンを確保した中で接種機会も設けていきたいというようなことで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） モデルナでやった場合は、3回目の接種したら大体33倍ぐらいの効力があると言われておまして、ファイザーの場合は10倍そこそこの効果があると3回目の接種で言われていますが、ただモデルナの場合は接種量を2分の1にしても効果があると言われてはいるんですが、その点は課長、どう対処されるんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

国のほうでは、ファイザーもモデルナもどちらも、3回目接種につきましては抗体価は上昇するというふうに言われております。モデルナにつきましては1回目の半量の接種ということで国のほうで決められておりますので、モデルナの接種につきましては半量の接種ということになりますので、国のほうでは交互接種がいいよという推奨というのはやられてい

ない状況ですので、どちらか一方を打っていただくということになろうかと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

今、交互相種は国のほうがやられていないと言われますけれども、海外の国では交互相種をやったほうがどうなのか、副作用の出が少ないという実例がようけい出ているんですけども、例えば2回目の副作用の分と3回目はそのまま同種接種やった場合は、2回目と3回目は同じぐらいの確率で熱が出たりいろんなことが出ると言われているんですが、全然笠置の場合は交互相種は考えていないということですね。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の説明不足で申し訳ございません。国のほうは交互相種やっていないというわけではございませんで、交互相種のほうがいいというようなことではなくて、1回目ファイザー、2回目ファイザー、3回目モデルナ、またモデルナ、モデルナ、ファイザー、またファイザー、ファイザー、ファイザー、どの打ち方にしても抗体価は上昇するというようなことで言われております。

また、国のほうの説明会の中では、希望するワクチンを打てるようにやっていってほしいということで説明がありました。ですので、今、確保できているワクチンについてはファイザーですので、予定しています集団接種については基本的には今のところはファイザーでやらせていただいて、その中でモデルナを希望される方がございましたら、ワクチンを確保した中でモデルナでの接種の機会も確保していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） ファイザーの接種の場合、オーストラリアの医療機関が3回目接種してから4回目接種するのを推奨していると出ていますが、日本ではまだ4回目の接種が出ていないですね。

次、オミクロン株は海外から帰った人が発生しているが、昨日現在75名、ただ待機者数が3,000名を超えている状態ですが、京都の場合は西脇知事が陽性反応出たら全部ホテルとかへ、そのまま入れる言うので、例えば京都の南区のホテルに200床とか確保されて



いますが、笠置町の場合、もし陽性反応出たらどこの場所になるんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられましたように、京都府の場合は、コロナの陽性が判明した場合には一旦入院していただいてオミクロン株かどうかという判定をされるということになっておりまして、入院先につきましては陽性者の状況ですとか病床の空き状況等によりまして、京都府の入院医療コントロールセンターというところで陽性者の入院先の振り分けというのが行われます。基本的には病院の空き状況等によりますので、どこの病院に入院になるかというのは分からないというところなんですけど、一定住所地等も考慮された中で入院先が決定されるということで聞いております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） オミクロン株に関しては、海外から帰った人が3,000名とかの人数いますけれども、ただ日本の場合、沖縄だけが特異事例でアメリカの軍事基地のところは今、結構たくさんの陽性反応出て、その中にオミクロン株が何人も出ているという状態です。ただ、京都の場合はそういうところがないので、海外から帰ってきてとかアメリカから帰ってきている人が待機するような場所がないので、少ないと思うんですけども、ただ予防接種を2回目、3回目したらオミクロンに効く確率というのはどれくらいですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

3回目接種でオミクロン株の有効性の確率ということですが、今どれぐらい有効性があるのかという資料というのはちょっとございませんので、詳細なことは分かりませんが、一定効果はあるというふうに聞いております。確率的なことについては、ちょっと詳細は分かりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、課長言わはったのはもっともです。ただ、アメリカの医療機関のトップがオミクロン出た場合、3回接種した場合、ほぼ重症化せえへんいうのを公言しているとか、記者会見で出しています。

日本の場合、まだ医療機関とか大臣がそういうのを全然出していないですけども、オミクロンの場合、重症化する率は少ないと思っている。ただ、うつる率はめちゃくちゃ今までのコロナの中でトップクラスの率やとは分かっているんですが、これに対するマスクとかいろんな手洗いとかそういう抵抗をつけるほかに何か特異なものがありますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

感染予防だと思います。ワクチン打っていただくのもそうだと思います。また、これをすると絶対感染しないというのはないと思いますので、やはり日頃からの感染予防対策をきっちり行っていただくというのが一番大事なことではないかと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで田中良三議員の質問を終わります。

次に、7番、西昭夫議員の発言を許します。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

通告に従って質問していきたいと思います。

まず、総合計画の策定状況についてお伺いします。

総合計画については、一昨年11月、12月に6地区全てで地区と懇談会が開かれ、地区のよいところ、困り事、手伝ってほしいこと、行政への要望等、住民から意見が出されるとともに、昨年には住民アンケートも実施され、さらに総合計画審議会がスタートしました。私も委員として出席させていただいていますが、第2回審議会が開かれ、小委員会も設置されたものの、第2回の小委員会が開かれて以降は動きが見えず、現在も策定には至っていません。

9月の過疎地域持続的発展計画の審議のときにも、総合計画の見通しについて質問がありましたが、現在の状況等についてお聞きします。

9月議会で、コロナ禍で遅れているが、今年度中には策定したいと前田参事からの答弁がありました。現在の体制、進捗状況、今後のスケジュールをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

その前に、まず最初に策定が遅れておりますことについては誠にお詫び申し上げます。

昨年の10月の審議会の開催の後、御意見いただく機会が設定できていないということは、

誠に申し訳なく思っております。今現在、岩木参与と一緒に進めております。また、広域的な観点というところで広域要請等もございますので、相楽東部未来づくりセンターの京都府の参事の方にも御協力いただいて進めているところです。

現在ですけれども、既にたたき台といたしまして10月18日には課長のヒアリングを行い、内容を確認しながら今月10日には事業者との打合せも行ってきております。

審議会についてですけれども、年明け1月7日に第3回目となる審議会を開催すべく、本日、通知書のほうも発送させていただいております。またその中で審議いただき、御意見をいただきながらパブリックコメント、議会への報告等も進めさせていただきたいというふうに考えております。

議会のほうでも、全員協議会を開催していただくというところで御意見もいただく予定としております。

まだまだいろんな御意見いただく機会も設けないといけないと思うんですけれども、以前にいただきましたアンケート、それから地区懇談会の御意見等もまとめた中で、この計画書の中に入れさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

随時、全協なり審議会ですけれどもいろいろもんでいくことになると思うんですが、例えば小委員会や審議会、パブリックコメントで、あれは違うんちゃうとかこうしたほうがええんちゃうとかかそういう意見が出てくると思うんです。もしそうなったときに、再考を求められるまたは前につくった分を変更しなくてはならないところが出てくる可能性もあります。そういうときは時間がかかると思うんですが、審議会、小委員会とかやり取りしてもんでいって、文言なり内容を高めていくというのが本来のやり方と思うから、もしそうなったときに今のスケジュール的にも間に合うんでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員のスケジュール的な御質問ですけれども、今、3月議会で提案しようというところで進めております。

1月7日の審議会の中で御意見いただき、修正等も必要になってきましたらそこで修正を行い、議会の全員協議会で提示、またパブリックコメントもさせていただいて、御意見を伺います。2月に再度審議会を開催し、そこでも再度修正等が出ましたら御意見いただきなが

ら、最終、審議会からの答申をもって作業を進め、完了というふうを考えております。

言っていただきましたように、何度も修正等、それから審議等いただく場合もございますが、場合に依っては文書での審議いただく可能性も出てくるかとは思いますが、できるだけ審議会を通して御意見をいただきたいと考えておりますけれども、時間的なこともあったら文書で回答させていただくいうところも考えております。

詰まったスケジュールとなってしまうことにつきましては大変申し訳ないですが、できる限り今までいただきました御意見を盛り込んだ中で素案というものをつくっていきたいと考えておりますので、御了解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

笠置町には6地区あって、地区懇談会も6回開かれてやったんですが、そこでいろんな意見出たと思います。僕、6地区のうち5つ顔を出させてもらったんですが、やはり地区によってさっき言いましたが、いいところ、困り事、手伝ってほしいこと、行政への要望というのは違いますし、地区によって色がやっぱり出てくるので、それを一つにまとめて笠置町の総合計画にするというのは確かに難しいと思っておりますが、せつかく各地区で意見をもらって、多分もうまとめてられると思うんですけども、それをどう活かされるかというのは、まずつくってしまったやつを出すと、住民の方にはいきなり出てくるわけですね、総合計画というのは。じゃなくて、1回地区に持って行ってというのも一つの手かなとは思っております。

よりいいものをつくるためには、ちょっと足使ったり、時間使ったりはせなあかんのかなと思うので、その辺やっぱり住民の方も気にされている方が多いので、自分ら意見言ったのに何も分からへん、どないになっているのかも分からへんという意見がやっぱり聞こえてくるので、その辺も御苦労かも分からないですけども、対応していただきたいと思っております。

その次に、地区懇談会や住民アンケートで寄せられた住民の意見を総合計画にどう反映されていくのか。今たたき台の段階かも分からないですけども、事例みたいな、こんなのありますよみたいなのがあればお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

意見交換会でいろんな御意見をいただきながら、それを公表するということに至っていないというところにつきましても、申し訳ないです。

公表の方法については、今検討しております。例えば区長さんを通じて役員会なり、集ま

っていただく機会がありましたら出向かせていただくというところも一つの方法かなというふうにも思っております。今、先ほどの御質問にもありましたオミクロン株、新しい株も出て第6波につきましても心配もあるところですので、こういうところ感染防止に配慮しながらどういう形でお返しできるのかというところは、ちょっと今内部で考えているところであります。

素案の中には住民さんアンケートの集計については載せさせていただく予定なんですけれども、御意見につきましてもそれぞれの項目の中で挙げさせていただきたいなというふうに思っております。どの部分にというところがちょっと今のページの中には住民の方からいただいた御意見というふうな欄も設けようかなという話をしておりますので、そういうところで確認いただけたらなというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

よろしく申し上げます。先ほどの前田参事の答弁もありましたけれども、各観光、商業みたいに分かれてみんなにヒアリングやってつくっていつているというふうには言ってくれはりましたけれども、何かもう少し詳しく、例えば観光とか、今やったらボルダリングとか実証実験も始まりましたので、そんなのをどういう形で入れていけるかというもし何かちょっとした成果みたいなのがあればお答えください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今、西議員の御質問、お答えさせていただきます。

住民アンケートや地区懇談会のほかに、それぞれの団体の御意見もいただく機会も以前にあったかと思えます。その中で昨年度というところでしたので、ボルダリングの団体さんのほうには御意見はお聞きできていなかったかなというふうに私自身は感じております。

今、御質問の内容にありました11月に、笠置寺エリアのボルダリングエリアが実証実験としてオープンされました。1か月で300人以上の方が御利用されたということを聞いております。12月12日でしたか、そういうボルダリングに来られる方の御協力があって、笠置山エリア、河川敷エリア清掃活動にも100人を超える方がいらしていただきました。笠置町としても、観光、今こういう状況、コロナの状況で来ていただける方が少なくなっている中で、すごくいい活動であったり、それからボルダリングエリアの整備等も進めている中で、笠置町にとって新たな資源が発信できているんだろうなというふうに

感じております。

町といたしましても、歴史的な笠置寺やそれからキャンプ場、それ以外にもそういうアクティビティーに関するエリアにつきましても開発といいますか、利用、発信できる場になっているかと思っております。清掃活動を通じてこういう笠置町を知っていただく機会もできておりますので、今後連携を取りながらというところもございまして、御意見もいろいろ聞いてこの中にも反映できたらというふうを考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） ありがとうございます。

もともと笠置というのは魅力あるコンテンツが数多くある地域なんですが、僕らも生まれ育っているので、なかなかそこに気づくというのは難しいと言ってしまうと駄目なんかも分からないですけども、ただこれは次の岩木参与に質問するところでも後で触れさせてもらいますが、新しいものを予算をかけてつくるのではなく、今ある魅力をより発展させていくような方向性で総合計画に盛り込んでもらえたらなと思います。

続きまして、9月に過疎計画が出たりしていましたが、最上位計画のほうが後に出ることになります。9月の議会の答弁では、整合性を持たせるようにつくっていくというふうに答弁ありましたが、それなら上位の総合計画を下位の総合計画に併せるようなふうに聞こえてしまうので、その辺、どう整合性を取っていかれるのか、しっかりちゃんと分かりやすく答えてください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の西議員の御質問、お答えさせていただきます。

9月の過疎計画策定の際には、いろいろと議員の皆様にも御心配・御迷惑をおかけして誠に申し訳ありません。

そのときの下位計画ということですが、過疎計画も上げさせていただきました。現下においてそれぞれいろんな計画を個別の計画をつくっております。例えば保健福祉課でありましたら地域福祉計画であったりとか高齢者の福祉計画、税住民課でありましたら一般廃棄物の処理計画、建設産業課のほうでしたら橋梁や道路の長寿命化計画等々、これら個別の計画になっているかと思っております。

こういうそれぞれの計画の内容が今回の総合計画のほうに吸い上げていく必要が十分ございますので、各課のほうに今の素案のほうを渡させていただいて、計画との整合性のほうを

確認するようというところでお願いしているところでございます。

こちらに西議員おっしゃっていただいていたように、総合計画があって、次の下位計画のそれぞれの個別計画を策定というところも、そこらが逆になってしまったというところも御指摘のことやと思います。個別の計画につきましても、年次ごとの例えば3年ごとの計画であったり、5年ごとの計画であったりというところもございますので、今後につきましても、総合計画のほうと整合取りながら個別の計画の改定等、次の更新時に確認するようというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

大きな計画立てるといっても分かってはいるんですよ。小さい計画を積み上げていって総合計画をつくって、そこにいろんな意見をまた入れて、そこからまた下ろしていくという形を取るというのはよくよく分かっています。ただ、出てくる順番がやはり総合計画が一番最初に出ていないとこういう質問をしなくちゃならないので、嫌な質問になるとは思いますので、そこを何ていうのか、町民が住民がみんな納得できるようなプロセスを経てやってもらいたいというのが願いです。

総合計画については最後の質問になるんですが、来年3月議会に出されるということですが、当初予算は新しい総合計画に基づくのか、前の総合計画に基づいているのか、どちらなんでしょう。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今、西議員の御質問です。

もちろん素案が固まってきておりますので、現在、当初予算の要望中でありまして、その確認をしながら、当初予算に対しては今回作成する総合計画を基に事業の計画等を考えて予算の計上をするようというところで説明させていただいております。

次年度の今、素案の中で全く違った形になるということもないかと思っておりますので、新たな事業とそれから継続していく事業、拡充していく事業というところをそれぞれ各課で確認しながら予算計上に努めていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

総合計画は今後10年ですよ。例えば今、小学生高学年であれば10年後には二十歳、

大人ですよ、大人になってそのときにやはり笠置であれば出て行くか、出て行かへんかみたいなことになってしまうと思うんです。僕らも、そのとき二十歳ぐらいのときには、出て行こうか残ろうかみたいな考えがやっぱりありました。総合計画で笠置町として例えばよくあるように安心・安全なまちを目指します、子供からお年寄りまで元気に暮らせるまちをつくりたいなどこでもあるような、僕が北海道のどこか知らんまちでもこんなこと言えるでみたいなのを目標にするのではなくて、もう一步、二歩、三歩踏み込んで、例えばそれこそ5年後、10年後に笠置町はこんなになったらいいよとか夢を持てるような総合計画、みんなが意識して共有できるような総合計画をつくっていきたいと思います。つくってくれじゃなくて、僕らもつくっていかなあかんので、そこはやっぱりみんなで作っていきたいと思います。

ただ、あとと言わば実質2か月ほどですよ。例えば2か月やから早つくらなかあかんといつて、例えば完成度の低い総合計画ができるようであれば、さらに年度を持ち越してでもやるという選択肢もあると思うんです。その辺はやはり町民の方も完成度の低い総合計画は多分要らんとすると思うんです。やはり完成度の高い総合計画をつくろうとすると、もう一回こうにします、また意見聞いてと何回ももみ直さなあかんと思うんです。そこを丁寧に一緒にやっていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、一般質問の事項には参与についてと書いてあるんですが、参与、笠置町に来られて9か月、参与になられて6か月になりましたが、僕らは地元で生まれ育っているの、いいところ、悪いところというのはなかなか目につきにくいんです。参与から見た笠置町、役場でもいいですし、町の全体でもいいですし、強み弱み等どう感じられましたか。また、それを踏まえてどういうふうに対応していくか、考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 西議員の御質問にお答えいたします。

笠置町の強みといたしましては、小規模ならではの顔の見える行政ができるのではないかと。例えば新型コロナウイルスワクチンの接種を迅速に実施したことなどが挙げられます。また、優秀でやる気のある若手職員は、私は組織の宝と考えております。弱みといたしましては、頼みやすい職員に仕事が残っているのではないかと感じるように感じております。

そのようなことを踏まえながら事業執行のため、京都府や近隣市町村、関係団体と連携し、微力ながら貢献したいと考えます。

また、町長を補佐し、職員のやる気と能力が出せるように一緒になって汗をかいていき



いと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ありがとうございます。

岩木参与のことで耳に入ってくるのは、結構評判がいいふうに僕の耳にも入ってきています。頑張っているのもよく分かりますので、このまま総計のほうにも名前が挙がっていたので、またよろしくお願いします。

コロナでも、そこは他の自治体からは羨ましがられました。対応が早くてすぐ済んだというのは、だから小さい町というのは小回りが利いていいなというのはやっぱりありました、確かに。

岩木参与に関しましては、今コロナの状況なので、なかなか出歩くというのはできないかも分からないですけども、6地区、結構地区によっていろんな色があるので、またできれば歩いて回れるような時間があれば回ってもらえば、その地区地区でまたよさが分かってもらえると思うので、またその辺を町政のほうに活かせるように頑張っていたきたいと思います。

続きまして、住民の要望、いこいの館の今後の方向性についてお聞きします。

住民の方から町のほうへも、社会福祉協議会と訪問介護事業を同じところに置いてほしいという要望が寄せられていると思いますが、僕も事務の効率化等も図られると思うので、よいことだと思っています。現在の社協のところに訪問介護事業の事務を持つてくるのは可能かどうか、お聞きします。

そうすると、もしいこいの今ある部屋を持つてこようとすると、そもそものいこいの方向性がまだ出ていない状況で結論は出せないと思うんですが、来年の4月からは元の役場に戻るの、そちらで一緒にできるかどうかもお聞きしたいです。当事者、社協の方とか訪問介護事業者の方の意見も取り入れながらやっていかなあかんのは分かるんですが、その辺、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えしたいと思います。

社会福祉協議会の事務所に関しては、現在いこいの館内に社会福祉協議会置かれておりますが、あの部屋はいこいの館の事務室として利用されていたところであり、いこいの館の貸部屋の対象外でありますので、利用料金などは条例その他に設定されておられません。

先日、社会福祉協議会のほうからもこのまま置いておいてほしいという要望がございました。また、社協関係の事業でいこいの館を利用されている住民さんからも、このまま社協をここに置いておいてくれと、館の事務室等々を利用したいというような声もございました。

ただ、訪問介護事業所に関しましては、社会福祉協議会が運営されている事業所でありますので、これについては検討の余地がまだございます。

それから、老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及び笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例の整合性を取らないといけません。まず、いこいの館の設置条例に関しては開館時間の問題等ございますので、このあたりをどういうふうに整合性を取っていくのかというようなこともございます。一応、光熱水費など一定の必要経費の負担をしていただくことについては、また改めて利用させるかどうか決定後に協議が必要やというふうに考えています。

訪問介護事業所については、部屋をもう一個、別にくれという要望ですけれども、そうなってくると利用料金が発生してくるだろうということですので、直ちにお答えはできないという状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕がお聞きしたときは、同じところに置いてほしいということをお聞きしていたんですが、部屋を別にしてほしい、近くで別に1つ欲しいということなんですか。

それと、いこいのところに置くにしても、例えばそこを置くことによって、維持費はやっぱり要るわけですよね、いこいを開けている以上。そのことについて方向性が必要になるのではないですかという質問やったんですが。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

1点目でございます。現在社協が入っているあの部屋ですが、この部屋に関しては貸部屋の対象の部屋ではございませんので、御利用いただくことは恐らくは可能だというふうに考えております。

ただし、訪問介護事業所については別の部屋をもう一室貸してほしいというお申出でしたので、それについてはちょっと考えさせてくださいと。これは条例との絡みがございますので、直ちにお返事はできません、ちょっと検討した上で運営委員会のほうにもかけないといけない事案だというふうに考えています。料金に関しては、一定負担していただかんといか

んやろうというふうに感じています。これは利用料、貸部屋料ということではなくて、光熱水費としてお支払いいただくことになろうかと思えます。

現在の部屋については、利用料金が条例上設定されていないので、利用料等を請求する根拠ございませんので、社協さんが仮に許可するということになったとしても利用料は請求できへんやろうというふうに思っています。となりますと、考えられるのは光熱水費等々の一定の利用料といえますか、実費負担という形になろうかと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

すみません、質問の意図が伝わっていないようで、僕の質問が悪かったんですが、いこいの館を維持するのに年間1,800万円がしのお金がかかっているわけです。それを言っているんです。役場の機能は耐震補強が終われば北笠置のあの役場に戻るんですが、例えば社会福祉協議会をいこいの今の部屋に置いておいたら、それでも維持として1,800万円はかかるわけですね、当然。

だからいこいの館の方向性を決めていないのに、社協は残すという方向では考えられないわけですね。1,800万円かかるんやったら、ほかに箱を造ってそこに入ってくださいというほうがずっと安上がりなわけです。いこいをストップさすという前提があればですよ。いこいはいつか再開すんねんというんやったら、じゃこの前の委員会でも方向性を示してほしいと言ったときに出されていないので、そこを聞いているんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございますが、一般質問の通告書下段のところ、いこいの館の来年の方向性が決まっていない今、どういう対応するのかお尋ねしますということがあるので、その中で今後のいこいの在り方についての答弁をさせていただき予定でございましたので、それについては次の御質問のときに答弁させていただこうと思っているんですが、いかがでしょう。

（「答えてください」という者あり）

町長（中 淳志君） いいですか。まず、いこいの館の運営方針に関しましてですが、河川敷のキャンプ場といこいの館の一体経営という従来の町政の方針は白紙に戻して、それぞれ個別に進めていこうというふうに考えております。

まず、木津川河川空間活用協議会については、年度内に協議を再開する方向で淀川河川事務所との話し合いを行い、その後、京都府との個別協議を進める予定でおります。いろんなこ

と御相談させていただかないといけないことがございますので、これはまずは順番として淀川河川事務所とのお話をまずさせていただいて、その後、いこいの館の営業再開に関しては現在幾つかのプランがございますので、それを委員会のほうに御相談させていただいた上で最終的な方向を出していくというふうに考えております。

まず、いこいの館の経営の健全化のため、まずは入込客を増やすための観光行政の立て直しと、もう一方で営業のコストカットのための方策を委員会でも検討させていただく必要があるかと思えます。運営委員会については、来年の2月か、遅くとも3月までには開催できるように考えております。

もうちょっと具体的にという御質問、多分あると思えますので、補足で説明しておきますけれども、観光行政に関しましては、地域活性化起業人の派遣を現在求めているところがございます。また、定住自立圏の市町村を核とした、もちろんこれは京都府の近隣市町村も連携した広域観光の計画、これはインターネット上でいろんなコンテンツを紹介していくというにとどまっておりますけれども、そういう広域観光の計画が端緒についたばかりでございます。

今後の経営に関しても、具体的に指定管理とするかどうかに関しては計画が定まり次第、御相談させていただくことになろうかと思えます。とりあえず、浴室内の清掃を行う必要がございますので、来年度の当初予算で予算計上していく予定でおります。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ここは僕の一般質問の場合なんですが、いこいの委員会でもスケジュールと方向性を求めたのにそのときは出てきていなかったもので、ここでこれだけ言われるならいこいの委員会でも言われてもよかったのかなとは思いますが、よく分かりました。

再開の方向でやっていかれるんですね。社会福祉協議会は残す方向で、訪問介護事業のほうは考えていかなあかん。町民の利便性が上がったとか、事務の効率化があって、そこは条例が引っかかるんやったら条例は変えていかなあかんものやと思っています。住民の利益のためには条例を変えていかなあかんし、その辺は僕らも一緒になって考えていかなあかんので、まずいこいをどうするかというのはやっぱり町長の気持ちがありきやと思えます。僕ら町長が出したやつに全て批判的に否定するものではありません。一緒になっていこいに関しては考えていかなあかんと思っていますので、スケジュール感はもうちょっと早めに出さんと来年度からは走りにくいとは思っていますので、またその辺よろしく願います。

これで一般質問は終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時50分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番、松本俊清議員の発言を許します。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

質問にはいろいろ書いていたんですが、さきにいろいろ質問されていますので、ある程度重複するかもしれませんが、そこは十二分に丁寧に御回答お願いしたいと思います。

最初に、町民の安心・安全についてお尋ねいたします。

今まで私が議員にこの席に座らせてもらってからその都度ずっと言うところなんですが、国道163号の歩道について草畑切山間、今どようになっているんですか、どのように進行しているんですか。また、それについてどのような対策を町として取られているのか、それに対してお答え願います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

国道163号の歩道整備につきましては、これまでからも道路管理者である京都府に対し毎年、163号の交通安全対策ということで事業要望を行っているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いや、行っています、そうじゃないんです。なぜ進まないのか、その問題点は何なんですか。それに対して行政はどのような手を打っておられるんですか、その点、お答えください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

なぜ進まないのかということでございますが、それにつきましては、笠置町としても、やっぱり事業を実施していただくために要望活動というような形で進めさせていただいております。

最近のことでございますが、今年度のことでございますけれども、相楽地域の市町村で構

成する国道163号の整備促進協議会、これにつきましても毎年、京都府並びに国に対しても歩道整備、大型車両の利用困難箇所の道路改良など早期実現に向けた要望活動を続けております。今年には、11月9日には京都府へ、また11月16日には国土交通省への要望活動を実施しております。また、その他の組織でも相楽東部広域連合で、インフラ整備についてということで京都府の建設交通部にも要望させていただいていますし、また町村会を通じて予算要望の内容にも同様の要望活動をさせていただいているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の報告は一応分かるんです。しかし、十何年も続いた歩道の工事ができないということはどういうことですか。今、皆さん御存じのように9日に事故があったんです、国道163号。25時間通行止めになったんです。そういう点から考えると同時に同じ町民、草畑の人たちの安心・安全をどのように考えているのか。言うてます、言うてますよでは話にならない。もっと根本的に何が原因でどうなるかというのを究明されたんですか。

そして、いろいろ会議に報告されています。笠置町のトップとして、その点どういうような対応で話しされているのか、今後の見通しはどうか。この歩道について町長のほうから一言、回答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

御承知のように切山草畑間の歩道の設置に関しましては、重要課題の一つとして認識しておるところでございます。

まず、163号の交通事故、今年に入って何件かございました。町の基本的な考え方としては、生活道路であり、観光道路であり、また災害時の避難経路、また救援物資の搬送道路としての位置づけから、163号全線の通行の安全の確保をお願いしているところでございます。その中の一つとして、笠置町内で幾つかの道路改良の要望というのを京都府及び国交省のほうに引き続いてさせていただいているところでございます。

予算の問題もございますので、若干なかなか具体的な計画が出てこないというところですが、住民の安心・安全という観点から、引き続いて関係機関には当該区間のことも含めて要望させていただいていくつもりでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

町長の答弁は一応お聞きしました。

それと同時に、同じ危険においても町民グラウンドからの出入口、非常に見通しが悪い。それについてほかのいろいろなところから安全対策について要望が出ていると思うんですが、その点どのような対応取られているのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

運動公園の国道の出入口のカーブミラーにつきましては、鏡面がJRの建築限界を侵すこと、また線路と近接していること、またあと国道の今の路肩構造物ではミラー支柱の基礎の構造要件を満たしていないということで、JR、京都府とも協議をしたが、断念した経過がございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の話は経過だけです。しかし、町民の安心・安全を守るためには、行政としてどうやるべきかという一つのアイデアとか方法は浮かびつかないんですか。ただ調べてそうだったという話ですね。あの現場に行かれて、調査でもされたことがあるんですか。

もしミラーという話だったら、ミラーは何センチ必要なんですか。ミラーを立てるために必要な寸法は何センチと思われているんですか。現在の御存じのようにガードレール、あれは210ミリなんです。ガードレールは見てもらうたら、あの厚みは40ミリ、ポールは120ミリなんです。それで基礎が悪い、どうこうできない。できない理由なんか、私は聞いていません。それをやるのが行政でしょう。その点どうお考えなんですか。本当に安心・安全を考えておられるのか、答弁してください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

先ほど私のほうから申し上げさせていただいたのは、やっぱり安心・安全のためにさせていただく中でJR、また京都府とも協議をしたが、断念したということでございます。

やはり私も現場を見させてもらいましたけれども、国道とJR、国道敷というのがほんまに近い場所がございます。つけることによって、JR車両にもしものことがあってもなりません、また国道を通る車両等にも迷惑をかけてもいけない。それから、また議員おっしゃるように住民の安心・安全のためにもやっぱり何かしらの策も講じなければいけないというこ

とで、今現時点ではなかなか厳しいところではございますが、何かいい方法がないか等また検討していきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ検討してもらいたいとそれは結構なんですけれども、しかし私の質問に対してどうも返答がないんです。例えばミラーは何センチ必要なんですか、何がJRの危険なんですか。あそこには道路許可占有願が出ていると思うんです。門柱から何メートルあるんですか。そういうところを加味して、十二分に検討して早急につけてもらいたい。お分かりですか、言うてる意味が。不可能を可能にするのが行政です。何らか行政の方はそのために知恵を引き絞って対応してもらいたい。その点できるだけ早く設置のほうをお願いしたいと思います。

それで、安全のためにマップが配布されました。あの利用について、どのように対応していかれるのか。この前、議員には研修会をされました。しかし、町民、区、その方面でどのような協力体制を取って町民の安心・安全、そしてマップの活用をされようとしているのか、一言御返答ください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

防災マップハザードマップにつきましては、9月に各戸配布をいたしました。

11月29日に京都府から防災士の方を派遣いただきまして、区役員の方を対象に地区タイムラインの作成説明会を開催させていただきました。日程の都合上、4地区の御参加ということでしたので、引き続き令和4年度に関しましても再度開催させていただく予定で、京都府のほうに次年度も防災士の方の活用をお願いしますということを申請する予定としております。そのところでハザードマップ等を確認して、避難所への経路の作成であったりということも区の役員の方に勉強していただきました。

21日に、昨日ですけれども、区長会のほうも開催させていただきまして、配備しました発電機の使用の説明会や、このハザードマップの次年度の説明会等のほうもさせていただくということで御説明させていただいておりますので、今後また役員交代等もある地区もあると思いますので、そういうところで継続して実施していきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。



いろいろそういうことで町民のほうにも区のほうにもPRしてもらっているということは非常にうれしいことなんですが、マップと同時に今までやりました発電機等の設置、バッテリー等の管理、そういう面もつけ加えてよろしくご指導のほうをお願いしたいと思います。これについて安心・安全に、できるだけ早く安全な生活ができるためによりしくお願いしたいと思います。

続きまして、いこいの館の建物の管理なんですけれども、このいこいの館については前日も私、質問しました。6月にも9月にも3月にもしているんです。町長はいろいろ答弁されています。この管理についてどのようにされるのか。

今、西議員のほうからもあったように、この管理について結審後、再開するという話なんですけど、どのようなスケールでこれを再開するのか、大まかなスケジュール。

そして、いろいろ発言されています。9月の議事録について、町長、説明をお願いしたいと思います。発言された内容は町長自身ですから御存じだと思うんですが、果たしてその成果が出ているのか、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの松本議員のいこいの館の再開に関するスケジュールのお話ですが、まず現在のところ、いこいの再開についてのスケジュール的なものはまだ出せる状況にはございません。経営再建についても幾つかのプランを考えているところですが、関係機関との協議が必要であり、その前に委員会のほうで御説明させていただいて、一度皆さんと一緒に考えていただく必要があるのかなというふうに考えています。

具体的にどのような形で修理・修繕していくのかということについては、来年中にはスケジュールを明示した上で予算を計上していけたらなというふうには考えておりますが、それがどういう形で再開できるのかということがまず前提にございますので、今の時点でのスケジュール感というのはまだ出せる状態じゃないということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の答弁は1年たっても同じですか。いろいろな問題については、町長は運営委員会、対策委員会に話を諮ってと言われていています。言われている中で9月、10月、いこいの館対策委員会をやったんです。そのときの問題点が非常に出ていると思うんです。それに対して行政としては次回、全然その会議を持つ意思はありませんね、今でもまだ開催されてい

ませんね。返答はどういうふうになっているんですか。

そして、都合よければ運営委員会に諮る、これはいい答弁です。今までからずっと私、質問して、答えられる回答は絵に描いた餅よりも落ちます。その点、どうなんですか。どういう規模で予定もなし、3か月、6か月以上たっても案も出てこないんですか。自分はいこいの館の責任者として、どのような方向を打ち出してやっていこうという指針をお示してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

指針というのは結局、いこいの館の再開については最大限努力していきたいということしかお答えできないわけですが、具体的にどうするのかというのは委員会のほうで決めていただかないと御審議いただかないとここでお答えするわけにはいかないの、その点は了解お願いしたいと思います。

いずれにしても具体的にどのような運営改善ができるのかというプランニングを考えていないといけないわけで、そうした点について議員の皆さん方、また住民の皆さん方の御意見も聞きながらということになるろうかと思いますが、基本的にはいこいの館は運営再開を目指したいということで、その方向で動いているわけでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、町長言われた返答は録画ですか。前回も同じことを言われているんです。だから私は質問しているんです。町民のアンケート聞きたい、前にもそういう問題について町民からアンケート取られたでしょう。それでもまだ回答が出ないんですか。いこいについて本当に建物ですよ、建物について町長はどのように考えているのか。今の話し聞くと、9月、6月の議事録でうたわれていると同じ答弁じゃないですか。

それで、いこいの再建をできるとお思いなんですか。もう少しトップとして責任ある態度で返事してもらいたい。町長がそういう立場であったら、補佐という人を採用されてお互いに相談しながらやっていくという体制までできたんじゃないですか、行政に。もっと前向きに検討してもらいたいと思います。

それに関して町長にお聞きします。裁判はどうなったんですか。9月16日、交渉しておられますね。その結果はどうなったんですか、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の裁判に関する御質問でございますが、その後、公判が行われておりますけれども、被告側からの反訴の疎明資料がいまだに出てきておりませんので、裁判自体はストップしたままというのが現状でございます。

裁判の内容、経緯については現在係争中のことなので、お答えするわけにはいかないんですが、顧問弁護士とも緊密に連絡を取ってお話を進めているところでございますので、御了解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

町長、それ答弁されているんですか。私は日まで出して言うてるんです。同じこと、前回から。相手から書類が出ていない、それでこの前の議会のときは今日いてますと、裁判やっていますと。それ以後、町長は弁護士にお会いするということ言われているんです。弁護士にお会いされてどうだったんですか。

そして、残った金額、管理費は別において、町民で非常に問題になっている水道代の金額はどのようにされるのか。そういう点、もう少し前向きにもっと誠意ある回答を私はお願いしたいと思います。今答弁されたんは町長としての誠意ある回答ですか、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員からの御質問でございますが、顧問弁護士とも岩木参与ほか担当職員連れてお会いしました。裁判の今現在の状況について、そのお話も聞かせていただいております。ただ、実際に被告側からの疎明資料が出てこないということで、裁判所から被告側のほうに何度もきちんとした資料出してくださいという話はされているんですが、出てこないの、裁判がずるずる延びておるという状況でございます。

当然ながら指定管理料の一部700万円、それから水道料金については全額請求しているところでございますが、裁判がなかなか進んでいないという状況なので、これについては御容赦いただきたい、私らのほうでいかんともし難い事案ですので、そのことについては御了解いただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

回答はそれで結構ですが、最後に町長にお聞きします。いこいの館の建物と裁判との関係をどういう具合にお考えですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、その後いろいろ弁護士さんともお話をいたしました。写真撮っておりますので、状況についてある程度こちらのほうでも疎明する資料ができておりますので、例えば掃除をしていくとか一部の破損している機材の入替えであるとかについては問題ないということでございますので、まず掃除のほうからまた1回やりたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

どういう形で機械入れ替えていくのか、機材の補修をするのかというのは全体の運営計画に関わることで、これは審議会のほうで協議いただかないといけない、御相談させていただかないといけない事項ですので、具体的にどうするのかというのはまた一緒に考えていっていただきたいというふうに思っています。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今、機械どうこう言われても、私は建物と裁判の関係はどうかと聞いているんです、切り離してできないのかと。相手から打たせ湯について提訴か何かあるんですか。だったら、この現場は保管しなくちゃならんことになるんです、裁判上、証拠として。それはどうなんですか。私は、そういう考えは離して考えるのか、つけて考えるのかということを知っているんです。

だからそういう点、町長直々に弁護士と会われていますね、9月以後。いつですか、会われたのは。その交渉の結果はどうなったんですか。裁判の責任者は参与がやられているんですね。それはどうなんですか、参与じゃなしに町長から説明してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

具体的なその後の経緯、日程等も含めて説明させていただきます。

まず、顧問弁護士彦惣さんのところに私と参与と担当者参りまして、現在の進捗状況についてのお話を伺いました。これ10月6日のことでございます。反訴状が出ておりまして、被告のほうから損害が出ているので、払えという内容でございます。内容についてはちょっとお話しはできません。

この状況でいくと疎明資料が出てこないということで、1審が終結するまでに2年ぐらいかかるのと違うかと。私、疎明資料出てくるんやったら結審もっと早くなると思っていたんですが、出てこないということで、裁判所のほうからも何度も反論といいますか、疎明資料出すようにというような中身の審理が開かれている。それが11月17日、最近では

12月10日、提出日を決めたにもかかわらず、反訴状が出ていない、疎明資料も出ていないということです。延びておると。出てこない以上、こちらとしてはそれ以上裁判進められないので、仕方がないのかなというふうには感じています。

それから、打たせ湯とジャクジーはこれは法的に使っていけないということで言われておりますので、これは裁判と切り離して使えないということで修理の対象にはなりません。

具体的にどういう形でどういう規模で運営を再開していこうかというような御質問についてもこれは現在まだ検討中のことでして、先ほども申しましたように幾つかのプランは考えておりますけれども、運営コストの問題とかございますし、その辺の話はまた審議会のほうでお話をさせていただきたいと考えております。

ちなみに次回の公判ですが、1月28日が予定されております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いこい管理それと裁判については、もう少し誠意ある回答、誠意ある行動にて早期解決をお願いしたいと思います。

続きまして、町の産業の振興についてお尋ねします。

何ていうんですか、地方創生事業の中で特産品の開発は今どこまで進んでいるのか、御答弁をお願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

地方創生の補助金事業としての特産品開発は、平成28年に実施しております。

令和2年度になりまして、土産品のサンプル作成というものを予算計上させていただいて、まちづくり会社をお願いしたものがございます。笠どらと雲海もちというものを作成していただいております。これについてはまちづくり会社を通じて販売も進んでいるところでございます。どこまで進んでいるかというところ、今この2品が出ているというところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今、特産品いろいろ笠置、開発されていますね。それは非常に結構なんです。その動向はどのようになっているのか。例えば笠置のサイダーとか笠置ビール、今どうなっているんですか。各飲食店にそれを販売されるようなPRのあれはできているのか。

そして、観光についても、京都、東京にいわゆる領事館等設置されています。それについて笠置町の観光課としてどのような対応をされているのか。何回ぐらい行かれたのか、全然行っておられないのか。また、サテライトについても、使うようにというパンフレットを作られていますね。そういうのをそういうところに配布されているのか、その点どうなんですか。

だからもしされていないようでしたら、もっと積極的に進んで笠置の観光、また地場産業、そういう点に強力に取り組んでもらいたいと思います。

いろいろあると思うんですが、最後に、答弁されたことはできるだけ1年以内に実行してもらいたい。今度再度またここで議事録として残りますので、町長等もそういう点加味して行動、行政よろしくをお願いします。以上です。これで終わります。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

これでちょっと早いですが、暫時休憩。

休 憩 午前 11時 26分

再 開 午後 1時 00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番議員、由本好史議員の発言を許します。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

議長のお許しをいただきまして、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種については、医療従事者を対象に1日から接種が始まっており、市町村では65歳以上の高齢者から実施をします。笠置町と南山城村は1回目、2回目と同様に合同で集団接種を行い、笠置町は接種券を1月中旬に発送し、2月13日に接種を行うと報道されました。首相は、一般の高齢者も7か月を短縮するというような報道をされております。

そこで、64歳以下の接種や在勤者の接種はどのようになるのでしょうか。また、1回も接種をされていない方への対応や転入・転出者の対応はどのようになるのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

す。

65歳以上の方の接種につきましては、おっしゃったとおり2月13日に現在予定しているところでございます。また、64歳以下の方につきましては、3月の下旬で予定しているところでございます。

在勤者の接種につきましては、まずは住民の方の接種をさせていただいた中でワクチンの残量また有効期限等、考慮しながら余裕があれば医師会との調整も必要になってきますけれども、検討していきたいと考えておるところでございます。

また、1回目の接種をしていない方の対応でございますが、9月の段階でも一度、未接種者の方につきましては御案内をさせていただいて、その中で何名か受けていただいているというところもございます。また、3回目の接種に併せまして接種されていない方につきましてはまた御案内をさせていただくなど、できる限り今後も接種機会を設けていきたいということと考えております。

あと、転入・転出者の対応につきましては、転入者につきましては国のワクチン接種円滑化システムVRSというものなのですが、ここで転入者の方の接種履歴を確認することができますので、転入者の方については接種履歴を確認した中で接種券の発送・案内を行ってきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ワクチンのほうの余裕があったら在勤者の方も接種というような話ですけども、こちらで在勤者の方、接種、以前されたと思います。そのあたりまた対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ワクチン接種の対象、11歳以下の子供にも広げるかどうかの検討が厚生労働省のワクチン分科会で始まったとされております。早ければ来年2月にも5歳から11歳の接種が始まる可能性があるとして、各自治体に準備を呼びかけていると報道がされております。状況をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

5歳から11歳の接種につきましては、ワクチンの有効性・安全性を整理した上で議論するということが今現在なっております、現状では1、2回目の接種については12歳以上

が対象、3回目の接種につきましては18歳以上が対象ということになっております。

議論の経過等につきましてはまだ詳細分かりませんが、あさって12月24日に国のワクチン接種に対する説明会がございます。またその中で何らかの方向性が示されるかも知れませんが、現状はまだ5歳から11歳は対象になっていないというところがございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

またいろんな情報を住民の方にも提供をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、岸田首相は所信表明演説で、3回目の接種をモデルナ製を活用し、8か月を待たずにできる限り前倒しをし、無料のPCR検査を拡充すると述べられておりますが、この無料のPCR検査はどのようなになっておりますか。

また、京都府は、新型コロナウイルスの変異株オミクロン株への対応として、府内で確認された新型コロナウイルスの新規感染者は症状を問わず、全員を一時入院させる独自の措置を取ると表明されております。

オミクロン株かどうか判明するゲノム解析が1週間程度かかるとされております。迅速な対応で急速な感染拡大を抑制する狙いだということですが、長期間の拘束を嫌がって、感染の疑いのある人がPCR検査などを避けるおそれもあるわけですが、京都府は自治体に検査体制の強化を求めているとされております。笠置町ではどのような検査体制を強化されるのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、無料検査の件でございます。各府県に設置されるということで理解しているところですが、まだ詳細等は何も下りてきていないというような状況ですけれども、京都府のほうでは無料検査に関する予算が11月議会で議決されて、国の方針を確認しながら事業を進めていくということで確認しております。また、今日の報道等も見ていたんですが、年内には一定検査できる体制を整えるんじゃないかというような話も出てきておりますので、どれぐらいの数になるか分かりませんが、年内めどに検査体制整備をされるのではないかなというところで思っております。

あと、検査体制の強化でございますけれども、検査体制の整備につきましては基本的には



京都府の役割だということで認識しているところでございます。症状がある方が円滑に医療機関の受診を行えるようにというところで、京都府では、10月に府内のコロナの診療・検査が可能な医療機関をホームページ上で公表されております。症状がある方につきましては、受診を控えることなく検査可能な医療機関も公表されておりますので、積極的に受診していただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また新しい情報等がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

また、岸田首相は所信表明演説で、ワクチン接種の電子証明発行を20日から始めると表明され、実施されておるところでございますが、以前にも電子証明書の件につきましても質問をさせていただきましたが、マイナンバーカードを必要といった報道がありますが、どういったものなのか。

また、以前からお願いをしております町営テレビの活用、昼間の時間帯に3回目のワクチン接種の件や副反応の件、また今回の子育て世帯への臨時特別給付金の件などいろんな情報をPRすることが必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、電子証明書の件につきましては、マイナンバーカードを所持しているということが前提条件になっております。まず、新型コロナワクチン接種証明アプリをインストールしていただいて、アプリを活用してマイナンバーカードの4桁の暗証番号等を入力していただいた中で本人確認を行い、国のワクチン接種円滑化システムから、どんなワクチンをいつ接種したのか等の接種記録の証明がスマホ上で取得できるというシステムになっております。

また、アプリにつきましては、デジタル庁のホームページからのリンク、またグーグルプレイ等からもダウンロードできるということになっております。

あと、町営テレビの活用につきましては、前回の接種時にも活用させていただいて情報提供させていただいたところでございます。議員も以前からもっと活用してはどうかという御意見いただいております、それ以降なかなか活用できていないというところが現状でございます、申し訳ございません。今おっしゃっていただきましたワクチン接種、また給付金等の情報につきましても、広報手段についてはできる限りいろんなものを活用しながら情報

提供等を行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

いろいろな方法でまた情報提供していただきたらと思いますので、よろしくお願いいたいと思います。

町長は写真をされておられ、昼間の町テレビの状況を見て、レンズが汚れているということに不快感を抱かれていることだと思えますが、伊賀市では2チャンネルを持っておられまして、市長が自ら出演し、いろいろな情報を発信されておられます。そういったことも参考にされまして、住民により一層の情報提供をお願いいたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町道等維持管理について、どのようなプロセスで管理されているのかということをお聞きしたいと思います。

町道等かなり傷んでいる路線が見受けられます。特に穴凹等については、至急に補修をしていただく必要があります。私は以前、課長に穴凹の情報を提供しましたが、補修されるまで二十三、四日ですか、かかったわけでございます。どうしてすぐに対応してもらえなかったのか、情報があつたらすぐに確認をし、レミファルト等ですぐに補修が可能だと思えますが、どうしてされなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

町道維持管理事業につきましては、作成しました維持管理計画等に基づいて各年度、維持修繕等を行わせていただいております。

議員おっしゃったとおり、先日、情報、分かりやすいビデオ等で教えていただきました。ただ、御指摘のとおり、ちょっと修繕に時間がかかってしまったということでございます。なぜかと言いますと、ちょっと私のほうで準備のほうが遅れてしまったということもありまして今回遅れてしまったということですので、今後は現場を早急に確認して緊急なものについてはすぐに対応させてもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町道等に穴凹があつたら通行にも支障がありますし、付近にお住いの住民の方は振動や音で迷惑をされているわけでございます。どうか住民の立場に立って、早急に対応をお願いい

たいと思います。

また、ふだんから道路についても点検を実施していただきまして、その維持管理計画でするのもまたあれなんですけれども、そういった補修箇所等を把握をしていただいて補修をしていただく必要があると思います。道路管理者として自ら調査を行いまして、調査結果に基づき計画的に補修をし、維持管理に努めていただく必要があると思います。

また、この前、防災担当者からも国道163号が通行止めになった場合、迂回路がないという話がありました。林道は国道が通行止めになった場合、林道切山線や横川線、そして飛鳥路から興ヶ原町に通ずる路線は迂回路として重要な路線になります。平常時からの点検、維持管理が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、国道163号が通行止めになった場合についてはやはり迂回路としての重要な路線にもなりますし、日頃の点検等を実施して、早急に計画を持って対応していきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

林道においてもかなり穴凹等があって傷んでおります。林道三国越線は自転車やバイク等が通行されております。岩崎課長は自転車を乗っておられ、穴凹等があったらどうかということはよく御理解されていると思います。平常時からの点検や維持管理についてよろしくお願いをいたします。

次に、公用車管理についてお伺いします。

打滝のところに軽自動車、軽トラックが長い間放置されておりました。どこの課が管理をされていて、どういう管理をされていたのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当該車両につきましては建設産業課が所管しております軽トラでございまして、故障により走行が不能になったため、近くの町有地に停車をさせていただいたというところでございます。

今後の修理等について建設産業課内や総務財政課長と協議をしております、すこし時間がかかってしまいましたが、この12月17日に修理に出したところでございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

故障していてどこかに放置、留め置きするのであれば、このいこいの館、1台ぐらい幾らでも置けるスペースがあると思うんです。それに打滝のところずっと放置されとった、そんな管理できないと思うんです。住民から見て、どうしてこんな場所に長い間放置されているのかということで疑念を抱かれております。そういったことで、私ら公用車、外観から見ても故障しているかどうか分からないですね。岩崎課長は公用車見たら故障しているというのは外観から見て分かるのか分からないですけども、住民の方はそういうのは分かりません。かなり疑念を抱かれますので、そういった管理の徹底をよろしくお願いしたいと思えます。

次に、空き家バンクについてお尋ねをいたします。

空き家バンクにつきましては、笠置町の重要施策の一つと位置づけられていると思いますが、事務の遅さが際立っております。私の場合、登録するのに約1年間かかりました。まず、家屋を見に来られ、登記面積と実際の面積が違うから登記をやり直さなければならない、そういう必要があると言われ、その後、担当者が変わられたということで放置をされておりました。

職員の方が3回来られた後、申出から約1年で登録となったわけですが、登録したら登録したで、家財、押し入れの荷物等を片づけるようにと言われたわけですが、

1年間近く放置をされ、登録したからといってすぐに荷物を片づけるということは困難です。登録まで1年近くあったわけですから、その間片づけることができたわけです。適切な指示・指導が必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

回答の前に、まずは登録のことにつきましては、大変、由本議員には御迷惑をおかけしましたこと、また対応が遅くなってしまいましたことを改めてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

空き家バンクにつきましては、現在、地域おこし協力隊員と地域活性化起業人のほうが窓口となりまして、移住・定住プラザのほうで空き家の発掘と移住希望者のマッチングを行っているところでございます。申し出ていただいてから時間がかかってしまったり、担当が変

わってまた同じことの繰り返しになってしまうというふうなことを避けるために一元化いたしましたして、事務を今進めてもらっているところでございます。

掘り起こしに当たりましては、御近所にお聞きしたり、空き家の、由本議員のように、申出があった方に直接お話を聞きに行ったりというところから始まっていきます。その手順のほうが今まで統一もできておりませんでした、今回こういうところで窓口を一本化したというところで、今後はこういう遅れのない同じような対応ができるものと考えております。

今までのことを教訓にいたしまして、今後、移住・定住施策といたしまして空き家バンクのほうの充実、それから希望される方、登録を申し出ていただく方に関しましては十分な対応させていただきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また対応のほうをしっかりとさせていただきたいと思います。

空き家物件を調査され、物件の面積等、税住民課が課税されている面積が違くと50年以上前の物件でも評価をされ税金を課税するというので、税住民課の職員が来られました。

町内には、増築され課税漏れの物件があると思います。空き家バンク登録に向けて、こういったこともあるといったような説明が必要だと思えます。このような増築等で課税漏れ物件については税の公平からの観点から家屋調査をする必要があると思えますが、税住民課長のお考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

50年以上前の課税漏れ物件及び増改築の課税の件についてでございます。固定資産税の評価の通知をお送りさせていただくときに、増築とか改築があれば現状と違うときはお申出くださいというはがきで、お知らせさせていただいております。

こういった件で登記と実際の面積が違うという事実があった時点で、現場を確認させていただいて実情に見合った評価を順次行っている次第でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今回、実際に空き家バンクの物件を取得されて、課税の面積と違うということでこういった件になったわけでございます。ですから、積極的に家屋の面積等を測らないとこういったことが分からないというようなことになってきますので、その点、もう一度お考えをお聞か

してください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回分かった分ではなく全てに対して調査を実施すべきという御意見だったと思うんですけれども、現状ではそれはちょっと実務上厳しい状態です。先ほども申しあげましたように、何か事実があって、それをきっかけに調査させていただいているという現状です。全てを一から調査するという事は、人員的にも今のところできない現状です。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町の重要施策を応援しようということで空き家を使っていただいたらと申し出た場合、実際の面積と登記面積が違った場合、登記をやり直さなければならないとか固定資産税を課税することや家財をいつまでに処分する必要があるといったこと、アナウンスする必要があります。

また、税の公平の観点から、積極的な家屋調査が必要と思いますので、またよろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後に、笠置町高度情報ネットワーク整備基金についてお尋ねをいたします。

一般会計補正予算（第3号）で笠置町高度情報ネットワーク整備基金の廃止に伴い、笠置町高度情報ネットワーク整備基金分を全額財政調整基金に積み替えるとのことでしたが、令和2年度の決算書によりますと、令和2年度末決算額が1,121万3,760円ということでしたが、この第3号補正では1,110万9,000円を積み立てるということでした。約10万円程度の差額が生じるわけですが、どのようになっているのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

9月の補正のときに、高度情報ネットワークの整備基金の廃止に伴いまして、その全額を財政調整基金に積み立てたいということで総務財政課長のほうにお願いをしまして、補正予算を計上していただきました。

ただ、繰入金として総務財政課長にお伝えしましたのが定期預金の部分となっております。残り、今、由本議員に御指摘をいただきました金額の部分が定期預金となっております。残り

普通預金の分がありますので、そちらのほうは3月に繰入れをさせていただきまして、その後で財政調整基金に全額積み立てたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、10万幾らの分につきましては、今後補正予算でその分計上するということですね。また決算書の額とかちゃんと確認をされて処理をお願いしたいと思います。

また、この基金につきましては、令和2年度で不可解な会計処理がされております。予算書では88万円を基金から取り崩し、繰り入れるとされておりましたが、実際には182万3,602円という額が議会を通さずに繰入れをされております。94万3,602円もの額が予算議会を通さずに繰入れをされておりました。何に使ったか不明という会計処理がされております。こういった会計処理につきましては木津川市でも会計管理者をされ、筆頭部長務められておりました参与はどのように思われますか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 岩木でございます。ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

その件につきまして、経過全て今は数字もありませんので、分かりませんが、そのときの予算で例えば10を計上してそれが18となったという数字の差異はありますが、そんな感じでございますけれども、入りにつきまして当然、議会で議決を得てやっています。その中で入りがあれば、調定をすれば18は入れられるわけでございます。その中で18についてどこに使ったかということになるんですけども、木津川市ではそういう形であったならば専決でと18にするんですけども、笠置町の場合はそういう専決というのはあまりよろしくないということでされていません。

今後はそのようなことないように、十分私も目配りしたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

その88万円の予算で182万円もの額を繰入れするというのは、かなり不可解な会計処理だと思います。

また、令和2年度決算では1,121万3,760円の残金に対しまして、令和3年度当初予算は1,300万円を繰り入れるということで計上されております。178万6,240円もの歳入欠陥が生じるわけでございます。

今、令和4年度の予算編成時期だと思いますが、こういったことができるのであれば、例

例えば基金1,000万円に対して1億円でも10億円でも予算が組めるという話になりますので、財政が乏しい笠置町ではこういった予算上の財源が心配ないということになります。こういった予算編成もあり得ないものと思っておりますが、引き続き参与、どのように思われますか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

新年度に向けての予算編成となりますので、そういう疑義のないように十分、現課と話をしながら詰めていきたいと思っておりますし、私も注意していきたいと思っております。これからはそういうことのないように、中で十分審議したいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

令和4年度の当初予算の資料として、こういった基金の残高が分かる資料が必要になってくると思います。資料の提出をお願いし、またこういった不可解な予算編成、予算執行をされないよう注意をさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

12月の「広報れんげい」にも表記されております我が町笠置町の人口は1,211人と、まち・ひと・しごと創生戦略及び第2期伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン（中間案）においても、戦略人口として記されている2025年、令和7年の数値は1,142人、予測よりも早く感じられます。

そんな人口減少が加速している我が町ですが、限られた町の人、物、金を運用し、力を合わせ住み続けられる町をつくらなければならないと考えます。その中でもマンパワーが不足する笠置において、健康寿命を延ばすことは大きな価値であることと感じます。健康寿命について質問いたします。

健康寿命について、どのように今お考えか、どのように取り組まれておりますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。



健康寿命についての考えと取組ということでございます。

いつまでも健康で長生きすることが御本人にとっても、また議員おっしゃるとおり、マンパワーが不足している中で地域にとっても大変重要であるということで考えております。

まずは、病気にならない体づくりという観点から、各地区におきまして保健師による健康相談を実施しております。また、特定健診の広域化ということで、より多くの方に健診を受けていただけるように、今年度から町内の医療機関だけではなく相楽圏域の医療機関で健診を受けていただける体制を構築させていただきました。

また、健康寿命を延ばすというためには生活習慣病の予防というのが重要であるというところで、その予防のために運動する習慣を身につけてもらえるように、毎月これも健康事業を継続して実施させていただいているところでございます。

また、これも今年度からの事業になりますけれども、糖尿病の重症化予防対策といたしまして、国保と連携して糖尿病の重症化リスクの高い方をリストアップした中で、保健師による保健指導を行っているところでございます。

健康寿命、長生きしていただくということは大変重要であるというところで、今申し上げました事業等を実施しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今、現行で行っている制度も含め介護認定がされていない住民さんというふうな形の方はおられると思うんですけども、その方々に対してはどのように今、健康増進努められているのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護認定されていない方の健康増進の取組というところでございます。包括支援センターにおきまして、認定を受けておられない方につきましては介護予防事業等を定期的実施しているところでございます。また、社協のほうでもいろんな事業、サロン活動ですとかを取り組んでいただいているところでございます。

また、介護認定されていない方、独居の方、高齢世帯の方等の把握につきましては、地域の民生委員さんにおきましても見守り活動を行っていただいているところでございます。本年度につきましても、地域福祉活動といたしまして高齢者の方の自宅を訪問していただいた

り、また民生委員協議会につきましては定例会が月1回行われておりまして、そこには民生委員さんだけではなく社協、包括、笠置駐在所からも参加していただいております、それぞれの持っている情報を出していただいております情報共有を行っているところでございます。その中で注意が必要な方、いろんな事業が必要じゃないかという方につきましては、その場でいろんなサービス等につなげていくというような活動をしていただいておりますところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

一定の行政サービスの中で把握できる方法というのは、一生懸命取っていると。

それで、行政のサービスとしてはそれでよしと思うんです。ただ、やっぱり笠置で生きるという観点から言うと、事務的な流れで年を取っていくわけでもないし、生活をしているわけではないと思うんです。その中でやっぱり居場所づくりやったりとか食事、住環境というもの、当たり前生きるということですね、笠置で生活をするということに対して現下ではどのように取り組み、考え方というものをもちなのかどうか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃられました居場所づくり、居場所については大変、介護予防の観点からも、地域のつながりという観点からも重要かと考えているところでございます。

そういった中で、今年度から一定要件はございますけれども、住民さんが主体で行っていただく日中の居場所づくりの活動に対しまして補助事業を実施しているところでございます。しかしながら、現在のところ、問合せは数件あるものの、制度を利用されている団体はないというところでございます。こういった制度も活用していただきながら行政、また住民主体となった居場所づくりを進めていきたいなというところで考えております。

また、住環境の整備につきましては、現在、例えば段差の解消が必要になったり、手すりの取付けが必要になったりとかそういった身体の状態になった場合には、認定が取れるような状態の場合が多いというところで、介護保険制度の中で住宅改修等を行っていただいておりますところでございます。介護保険以外の住環境の整備というところについては特に制度は設けておりませんが、介護保険制度を活用しながら住宅改修等を行っていただいておりますところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

介護保険制度とか、行政の枠を超えた住民サービスというものがどこにあるのかというところで考えていかないといけないなと思うんです。だから行政の福祉課だけで、全てのお年寄りであったりとか、高齢者になっていく方のことを全部見ていくというのは多分難しいだろうなと思うんです。何が言いたいかというと、健康寿命が延びれば、町の財政がこれだけ逼迫してくる中でも元気でいてくれれば保険制度のお金使うことないので、いいことだなと思うんです。

最近、中嶋商店の前にできたたねとか、あの辺に今すごい人が集まってきてくれていると。僕もあまり自分事として見ていなかったんですけども、インスタグラムでうちの奥さんが投稿しているんですけども、最近結構人が多く来てくれているというのをSNSで知って、どういう取組なのか聞くと、いろんな世代の方が集まってきてくれて、お昼ご飯を一緒に食べながら町の中で和気あいあいと仲間、コミュニティーがつくれたというふうな話を妻から聞きまして、全ての人が行けるわけじゃないし、全ての人がその人たちと会うわけじゃないと。だからこういう環境が町の中に2個も3個もあってもいいんじゃないのかと端的に思ったわけです。幸い笠置町にはお試し住宅とか交流プラザとか笠置町がハード設計したものがあると、今その利活用が進んでいないというのが現状である。

今、いろんな観光のお客さんも来てくれていて、僕は来月41歳になるんです。41歳になると僕もいろいろ考える、あと10年で50歳かと当たり前のことなんですけど、ちょっと怖かったりする。その中でどういう生き方がすばらしいのか、楽しいのかと思ってくる中で、僕は今キャンプをしているわけですけども、この1年でキャンプをするだけでいろんな友達ができたりとか、いろんなコミュニティーに参加させていただくことができます。

うちの町でハイキングのお客さんが今日帰りたないなと思ったときにお試し住宅で1拍できるとか、町の人が今日ちょっと寂しいなと思ったときに交流プラザに行ったら誰かがご飯作っているとか、そういった施策がそれこそさっきの制度を使いながらできればちょっと面白いんじゃないのかと思うんですけども、課長、どう思われますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

お試し住宅等の活用方法という形で、今御提案いただきました。やはり介護予防の観点か

らも、人と会う、居場所がある、会話するというのは大変重要なことかと考えます。ちょうど今年度から今おっしゃっていただきました補助事業等もございますので、お試し住宅の活用方法がそういう活用がいいのかというのはまた協議が必要かと思えますけれども、居場所づくり、介護予防、給付費の抑制、いろんなことにつながっていくのかなというふうに考えますので、また担当課等と協議しながら検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

例えばなんですけれども、地域おこし協力隊という制度を利活用しまして、例えば介護職をやっていて介護事業を自分で立ち上げたいと思っているが、資金がない、勇気がないとかそういう人たちがいたときに、うちの町のお試し住宅を使って高齢者向けのシェアハウスしてみいひんと。シェアハウスというのは、すごいフランクじゃないですか。ゲストハウスの要素があってもいいと思うんです。何が言いたいかといったら、バイクでこの辺を旅している人が今日ちょっとだけこの町で泊まれるんやったら泊まろうかとか、お試し住宅の在り方をどこまで広げられるかというのを考えたらどうかなと思うんです。

地域おこし協力隊の子は最悪、外に出て事業をチャレンジしてくれても構へん、その代わりうちは3年間その人を雇える権利がある。若い子に夢を見させる一つのアウトカムと、うちの町には新しいこういうコミュニティーの形成の仕方があるというアウトカムと。願わくばうちに住んでもらえれば一番いいので、それは社協であったりとか包括と手を組んでその子たちを支援していくような制度設計ができたらなと思うわけです。そんなことはちょっと夢あると思いませんか、課長。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。坂本議員の御質問でございます。

高齢者に限って言いますと、例えばシェアハウスで町内の独居の方が数名住まれた場合はお互いに見守り合ったり、食事をみんなで作ったりというようないい効果はあるかと思えます。

また、お試し住宅の活用方法等の話にもなってこようかと思えますけれども、この前、坂本議員ちょっとそういうことをおっしゃっていただいて、私もインターネットで調べてみたんですけれども、北海道のほうの地域おこし協力隊がまさしく廃校を利用して居場所づくりの活動をされているという事例もございました。いろんなところの事例を参考に、また検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ぜひやってやれんことは人間ないと僕は考えていますし、せっかくハード整備でお金を投資した、それをいつ回収するんやというのは常にチャンスはあると思うんです。あとは行動力、発想、前しか見ないということしかないと思いますので、ぜひ前向きに固定経費もかかっていることなので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン（中間案）についてお聞ひしたいと思います。

これ策定後どのように運用されていくのか、すこしお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

定住自立圏共生ビジョンについては、本年8月、令和2年度の取組の状況、また令和4年度以降の第2期ビジョンの素案が提案され、これに基づいて現在、令和4年度以降の取組について構成4自治体の事務局での協議が行われているところであり、今月20日には幹事会が開催されたところです。その結果を踏まえて、来月21日に伊賀市において協議会が開催される予定でございます。

従来、具体的な取組として、これまでにこの中での圏域証の配布、医療や福祉、教育、産業振興、広域観光、環境やごみ処理問題、地域防災、公共交通、産業振興、関係人口の創造と移住・定住政策、人材交流や共同研究会の開催など、多様な内容が盛り込まれて実施されてきました。その一部は「広報れんけい」紙上でも掲載してきたところがございます。

笠置町といたしましては、公共交通や防災、医療や広域観光、ごみ処理など多くの課題に対してさらなる連携の強化に向けた話合ひを継続していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕が気になるのは、まち・ひと・しごとの創生戦略でこの定住自立圏、この年度末に出てくる総合計画、これがどうリンクしてくるのか。まち・ひと・しごとと定住自立圏がリンクしていることは数字を見れば分かるんですが、冒頭でも言ったように明らかに人口減少は加速している。この数字すらはまってこうへんのとちやうかと今僕自身は実感しているんですけども、その辺は行政はどのように捉まえているのか、お聞かせいただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

人口減少問題、御指摘のとおり予想を上回る速度で進行しているような要素は見せておりますけれども、これは定住自立圏の中の問題として取り上げているだけではなくて、相楽の東部3町村での連携でありますとか、また学研都市との連携でありますとかいろいろな形での取組が実際進んでおるところでございます。未来づくりセンターをはじめとして振興局でありますとか、京都府との関係性を密にしているような事業の取組を進めており、また観光行政に関してはお茶の京都DMOなど京都府内の団体、また事業者さん等との連携、いろいろな形での連携が考えられるわけでありまして、現にいろいろな形でお話を進めさせていただいております。

そうしたいろいろな取組の成果が総体として移住・定住政策、空き家対策等々に結びついていき、また同時に関係人口の創設につながっていくというふうに考えておりますので、できる限り人口減少を最小限に食い止めたいというふうな思いでいっぱいでございますので、これからもそうした施策を順次実行していこうという覚悟でおりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

俺、何質問したか分からんようになってしまった。僕は多分、まち・ひと・しごと創生戦略とこのビジョンと今度出てくる総合戦略がどのようにリンクしてきて、どうやってこれが生かされていくのかということを知りたいんですけども、その中で数字を分かりやすく言わせていただくと人口の数字を見たときに、令和7年に1,142人という数字は明らかに増えてくるだろうと。まち・ひと・しごとの創生戦略とこの中間報告の共生ビジョンが同じようなものであるのであれば、総合戦略というものは限りなく近いものになってきてしまうんじゃないのかという心配をしているわけです。

人口の数字見ただけでも前に引っ張られてきているようなもの、言うたら足元見えていないような数字になっていると。それをどの辺で変換するのか。この共生ビジョンが届いたのが10月なわけです。10月の時点で、まち・ひと・しごとの数字を町は町の目標数値として使っていると。今度、3月には総合戦略を出してくると。だからどういった流れで総合戦略をつくっていったら、こういう減増があるビジョン、計画にはめていくのか。どこで見直すのか、どうやって運用していくのかというのが僕の質問でございます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 定住自立圏共生ビジョンでございますが、これは広域連携の一つの形でございます。その中でいろんな事業を行っているということは先ほど申し上げたとおりでございます。笠置町としても広域連携の中でいろんな事業を進めていくと。それは同時に今後お示しさせていただくこととなります総合戦略の中でも、広域連携でこういうことやっていきますというようなことは提示されるわけでありますから、その間に矛盾があるとかどちらが上でどちらが下、もちろん町の方針は町の方針として総合戦略のほうで出していくという中身になってくるかと思えます。

1つあれですが、定住自立圏という一つの枠組み、それから東部3町村での連携、相楽の市町村での連携というのは、基本的に問題を共有しているところについて協力していきましょうという形でございますので、定住自立圏共生ビジョンだけに引っ張られて総合計画が策定されるということはまずないというふうに考えています。協力できることは協力していきましょう、ただし将来的な大きな枠組みの中での共通のビジョンということでどういうことが課題になるのかというのが示されておる、これが第2期のビジョンということになってくるかと思えます。同様なことが相楽の市町村でも、東部3町村の中でも、議論されておる問題です。それは全部、総合計画の中に取り込まれてくるお話になってくると思えます。

当然ながらこれまでの下位計画でありますとか、地域連携のお話であるというのは全部総合計画の中の一つの枝として入ってくる話でございますので、そのあたりのことは御了解いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 総合戦略に反映されるということですので、各課長、今町長おっしゃったことをきっちり総合戦略に反映していただきたく、それが当初予算に反映されるべく予算づけしていただきたいと思えますので、僕も3月の議会を楽しみにしております。ぜひ頑張ってください。

次の質問に移ります。

続きまして、関係人口についてお聞きしたいと思います。

先日、中学校でふるさと学習発表会が開催されました。生徒が発表する企画はどれもユーモアにあふれ、故郷を思う気持ちが強く感じられました。その中で3年生の発表の中で「笠置カレンダー」という企画があったんです。

笠置では、毎年フォトコンテスト開催しております。毎年、入賞者が4名おられ、素敵な

作品を出していただいております。このフォトコンテスト、広がりがないように思うんですけども、今、課ではどのようにお考えか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

ここ数年は同じような形で、数年といいますか以前からですけども、入賞者を決めるということになっているだけな感じもします。もちろん写真のほうは町に提供していただいて、それをいろんなものに使えるというふうな了解はいただいておりますけれども、実際、町の発行物も少ない中で反映できていないというのが現状でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

そうなんです。僕もその写真はたまに見ますが、ほかで何か活かされるかというとなかなか響いてこないかなというのが実情ありまして、僕ちょっと考えてみたんですけども、中学生の発想をうちの町の事業として取り組んであげたらどうなんかなと。まさしく関係人口を築けるアウトカムとしてはすごい簡単なことかなと。

何がいったら、今、笠置は結構、四季折々で観光を楽しんでもらっているということが一つあって、カレンダー13枚なんです。発注かけると13枚写真くださいと言われるんです。表紙が1枚なんです。表紙があって、12枚作品が飾れると。13人の人と関係人口結んでいけるということが出来るなと思います。言うたら入賞作品があと何個、7個選べるんやろ。それなら7人の人がハッピーになれるわけです、一つの今やっている事業をちょっと違う尺から見ると。これもすぐできるんじゃないのかと思っています。

どうやって販売していくかということなんですけれども、まちづくり会社にやってもらったらふるさと納税の返礼品にできるんじゃないのと。ふるさと納税でしか買えへんカレンダー作ってもいいんじゃないのかなと思うんです。今、インターネットで簡単に調べると、自作でカレンダーを作るのに1部が高くても1,300円ぐらいからデータを放り込んで受けてもらえるということがあるので、こちら返礼品にしても結構安価な部分で出せるんじゃないのかなと思います。

やっぱり子供の考えたことを一つ一つ具現できる、ふるさと学習発表会、毎年やってくれているんですけども、それが結びついていない。1回いこいのメニューで出たことはあったんですけども、それ以来、それで何かという具現はできていないと思うので、今回ぜひ中



学生の思いを形にすると。それが30歳超えたら、自分の町、見直したりするような時期に入ってくると思うんです。そのときまで続けていたら、そいつら絶対やっぱり町のために動いてくれよと思うんです。どうですか、課長。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の坂本議員の御提案に対してお答えさせていただきます。

本当に子供たちの発想というのは、私たちも頭がカチカチになっているような年になってくるとなかなかできないもので、違った目線で柔軟な発想していただいているというふうに思っております。また、笠置カレンダーという新しい発想については大変ありがたいと思います。

今回、この笠置カレンダーについてフォトコンテストとリンクをしていくということも考えれば、先ほど活用できていないというところも解消されますし、カレンダーになって返礼品となるんやとなるともっと募集も増える可能性もありますので、返礼品として活用が可能であると持っていけるようなことで、ちょっと町としても考えさせていただきます。カレンダーですので、1年ごとに更新となりますので、期間限定で何月から何月まではこういう返礼品がありますよというふうなことも考えながら、ちょっと内部で調整させていただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

コロナ禍でいろんなイベントがない中で、笠置のことを今まで以上に知ってもらって来たい、それこそ住みたいと思ってもらえるような発信媒体になるんじゃないのかなと。遠く離れて笠置出身の人がふるさとを思うみたいなこともできるんじゃないのかと思いますので、ぜひ前向きに検討されてみてはどうかと思います。

続いて、最後の質問に移りたいと思います。

わかさぎ公園についてお伺いいたします。

町の子供をはじめとする町の大人、僕らも一生懸命遊んだ記憶があるわかさぎ公園なんですけれども、最近はキャンプの人口の増加に伴いまして、町の外の人も多くあのエリアを使っているのかなと思います。

公園の遊具の管理は我が町の住民課でしていただいているんですけれども、遊具の更新とか充実した利活用について今、住民課ではどのようにお考えか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

公園の遊具の利活用の件についてです。公園の遊具につきましては、安全領域といって子供が遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達するとされる範囲を確保する必要がありますが、安全面等の決まりが年々変更されております。設置当時は問題がなかったものが、現在では安全面をクリアできないものが多く、ブランコや滑り台なども対象となっております。

わかさぎ公園のブランコにつきましては、この安全領域が確保できないために既に撤去しておりますが、修繕が必要な他の遊具におきましても、全体がコンクリートでできているために単に修繕するのも難しく、また安全領域の確保も含めると修繕は難しいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

難しいと、費用的にも面積的にも難しいと。ほんなら、更新云々というのは町の課題として考えていかないといけないことではないのかどうか、今現行どのお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

現状では、撤去した場合も滑り台やブランコ、大きさに1基ないし2基置かせていただくのが精いっぱい現状となっております。

このまま修理というのは基本的には無理なんですけれども、撤去した場合の後の利活用としては、健康器具として使えるようなそういうベンチとかであったりとかは今後設置も可能なかなとは思いますが、あと場合によっては、他府県などの自治体では全部遊具を取り払って広場としての活用もやっておられるところもございます。そういった点も含めて町はこういうふうにしていきたいという考えを町だけで考えるのではなくて、様々な意見を聞きながら今後の方向性を決めた上で撤去するなり、別のものを置くなりということを考えていく必要があると考えております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） わかさぎ公園の広さやったら遊具を置ける数が知れていると、1個、2個置くのが限界やと、今そういう決まりになっていると。それも含めた中で町の課題として、あそこは絶対人が通るところなので、楽しいエリアにはしていかないといけないと。こ

の辺も総合計画には入ってくるのかなと大いに期待はしているんですけども、よろしくお願ひします。

それで、僕が思うに今大阪で多いんです、広場にしていくなのが。大阪とかは、遊具を取っ払っちゃって子供が安心して駆け回れるような広場の使い方になっていっている。

1つ提案なんですけれども、芸術大学と提携を結んだりすればイルミネーションとかを考えてくれるんです。京都にも芸術大学ありますし、大阪にも大阪芸大ありますし、そういう人たちと手を組んであそこのエリアをもっと見られるものにしていくとか、もっと映えスポットにしていくとかいろんなことが考えられると思いますので、なるべく経費をかけずにいろんな人が喜べる要素に変えていくような考え方を持つのか、それとも1個か2個置ける遊具を全国どこにもないような遊具にするのか、いろんなことを考えていかないといけないと思いますので、本当に町の人々が愛する公園、みんなですべて守ってほしいなと思います。

最後の質問なんですけれども、住民との関係人口についてお聞きしたいんですけども、一般的に関係人口といたら、ほかの自治体から来てもらう人と築くのが関係人口と思われると思うんですけども、笠置において行政と住民さんと私たち議会が関係性をどう構築していくべしなかなと思うことが多々ありまして、行政においてそういうお考えをお持ちの方おられますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

関係人口というのは単に笠置町観光にお見えになった方という意味ではなくて、何度も笠置町を何らかの目的で訪問されてきたり、それからイベント等々に参加されたりということで、笠置町の魅力等々に関して関係性を築いてきておられるというそういう方々でございます。

対住民とのお話ということなので、お話をさせていただきますと、コロナ禍の状況で区長会とかアンケートなどの方法を除いて、住民と直接対話するという機会がなかなか持ていないというのが現状だと思います。本来、自治体などが発信する情報または施策や方針などは、住民の意見を聞く機会を持った上で発信されるべきだということは理解しておりますし、それが本来の広聴・広報の在り方だというふうに認識しております。つまり住民の声を聞いた上でお返ししていくというのが本来の広報だし、しっかりそれを聞いていくというのが広聴の在り方だと。これは表裏一体ということで、聞いて応える、聞いて応えるの上にまちづくりが成り立っているということだというふうに私考えています。

そこで、職員に対しては一人一人が住民の意見、要望なんかをきちんと聞いていただいて、それに対してきちんと返事を返していくというふうになってほしいということを指導しているところでありまして、ともすればお知らせばかりに偏りがちな広報というそういう活動を職員全体で共有していくべきだというふうに私考えております。

こういう場であるとはいえ、広聴活動は開かれた行政を形成していく上で非常に重要だと考えておりますので、なるべく機会をつくって住民の声を行政に反映させていこうというふうに考えておる所存でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕、一般質問は1週間前に出しておりますので、僕の質問の最後の1行を読んでいただいたら、この質問の趣旨が分かっていたのかなと思います。

住民、行政、議会で、この町をワークショップで知るような試みをいま一度やってみたらどうなのかなと。最近、朝とか夕方に笠置を歩かせていただくことがあるんですけども、そのときに住民さんに、議員さんは町のこと分かってきているのかねというお話をいただいたり、こういうことやってほしい、ああいうことやってほしいという話を多く聞かせていただくことが増えました。

その中で僕が思いついたのは、住民さんと議会と行政の皆さんが肩を並べて町の中を歩くという構図はなかなか見受けられないなと思いました。それこそ自分ら手弁当でもいいですし、何でもいいんですけども、何か1時間でも2時間でも自分の地域を歩くとか、違う地域を歩くとか、今までと違う主観で物事が見られるような時間づくりとか関係づくりをしていけたら、また今度、総計ができて次見直そうかといったときにも役に立つやろうし、その年代その年代が見る笠置を知れるやろうし、そういうふうな取組を笠置の人との関係人口、自分も含めてですそれは、を築いていけるような取組をやっていってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御意見でございます。

御提案としては非常に楽し気な内容ですので、検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 検討ではなく実行、行政は実行あるのみやと思う、議会もそうやと思う

んですけれども、笠置町待ったなしやと。先ほど由本議員の質問でもありましたけれども、穴を直すのに24日間かかる、この小さいまちの中でという話もありました。でも、ほんまにそういうことが、例えば観光客の人がその穴直してくれるような制度をつくれへんかとか、よそではあるんです。極論言えば、笠置の河原のごみ拾いしてくれているの全然違う県の方ですし、その延長やと思うんです。どこから見るか、物事を。

だから、いろんな人が関われる町をつくらないと、なかなかこの人口規模ではやっていけないと思います。一人一人の笠置をきちんとつくってってもらわないといけないし、笠置をほんまに好きになってもらわなあかん。そういうふうなまちづくりを今後も行政、議会、住民さんと共につくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。一般質問終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時21分

再 開 午後2時35分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を開会します。

---

議長（大倉 博君） 日程第3、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査報告を行います。いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

いこいの館運営対策特別委員会委員長（坂本英人君） それでは、いこいの館運営対策特別委員会の報告をさせていただきます。

令和3年10月29日、出席多数により開催いたしました。本年度におけるいこいの館の運営については、町役場の機能の一部移転があり、来年度までの時間を有意義に使っていかうと当初始まりました。なかなか行政側からの招集がありませんでしたので、議会から招集をさせていただいております。

今回の委員会では、委員から、管理運営費1,800万円の予算はどのような財源があてがわれているのか質問がありました。今までと同様ふるさと基金から取り崩しているとの報告を受け、令和2年度で7,700万円余りの基金が今残っているという報告を受けました。これについては、ふるさと基金の枯渇は時間の問題かもしれないと議会は危惧をしております。

す。

次の質問ですが、高圧受電設備の修繕は完了しているのかどうかという質問がなされました。修繕項目が15項目ほどあり、予算が多額になるため、3年計画で修繕する予定との報告を受けております。

その他再開へのスケジュールはどのような話が行政内で議論されているのかという質問がありました。岩木参与からは、町長からはどのようにという話も出ておりません。再開するのであれば、将来の収支計画も十分に考えながらになると思います。そこまで話が進んでいないのが現状であるとの説明でありました。

訴訟については、相手方の証拠提出など遅れが生じており、大きな進捗はないとのことでありました。

本委員会としては、予算を責めるばかり、行政を責めるばかりではなく、いこいの館は今までのような話し合いでは破綻しかねないと考えております。だから議会としても一緒に何かできることがあるのではないかと議会が自ら招集し、開催をしております。残念ながら10月29日以降、いまだ行政から委員会の招集はなされておられません。来年度の運営予算のこともありますので、早急に開催を望んでおります。

本日の町長の一般質問の回答で委員会を招集するべく内容が答弁されましたが、委員長としては大変不本意に思っております。以上、いこいの館運営対策特別委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、一部事務組合議会報告を行います。

相楽郡広域事務組合議会。由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、令和3年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会は、令和3年11月25日木曜日、午後1時30分から、大谷処理場会議室におきまして、欠席者1名で開催されました。

最初に、代表理事挨拶並びに業務報告の後、審議に入りました。主な案件は、同意案件が1件、認定案件が2件提出されました。

議事録署名議員の指名は、木津川市議の西山幸千子議員と河口靖子議員が指名され、会期につきましては、11月25日、1日間に決定をいたしました。

まず、同意案件第3号でございますが、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員会委員の井澤孝子氏の任期が令和3年12月26日をもって満了する

ことに伴い、その後任として、精華町公平委員会委員の子谷朝子氏を選任するということが、全員賛成で同意されました。

次に、認定第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算につきましては、令和元年度から2か年で大谷処理場基幹的設備改良事業の実施に伴い、大幅に予算が増加しております。歳入総額9億6,286万2,620円、令和元年度と比較をして5億607万332円の増、歳出総額9億4,928万7,684円で、令和元年度と比較して5億417万3,741円の増となっております。歳入歳出予算額は1,357万4,936円で、質疑の後、討論はなく、全員賛成で認定されました。

次に、認定第2号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数の大幅な減少になり、歳出では、休日応急診療費が医療材料費の増加により増加し、歳入総額2,308万6,065円、令和元年度と比較をして35万722円の減、歳出総額2,261万618円で、令和元年度と比較をして195万3,191円の増、歳入歳出差引額は47万5,447円で、質疑の後、討論はなく、全員賛成で認定されました。以上で令和3年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽中部消防組合議会については、私から報告します。

11月25日、消防本部で開催されました。田中議員が欠席のため、14名のところ13名でした。

まず、令和2年度相楽中部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和2年度の歳入歳出決算につきましては、歳入総額15億514万9,675円、歳出総額14億5,586万9,181円でした。

歳出総額の主なものは、人件費が約12億円です。歳入決算の主なものは、分担金が13億4,697万7,000円です。歳入総額の15億に占める分担金の割合は、木津川市が10億6,100万円、約8割です。笠置町が約4,965万円、約3.7%、和束町が1億4,200万円、約10.5%、南山城村が9,200万円で約6%の分担金となっております。以上、採決が行われ、全員賛成で認定されました。

あと、議案第6号、相楽中部消防組合情報公開条例の一部改正については、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、改正が行われました。賛成全員で原案どおり可決です。

次に、議案第7号、相楽中部消防組合会計任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、京都府の最低賃金引上げに対応する改正でございます。全員賛成で原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院からの国家公務員の特別給与改定の勧告が行われたことにより、この給与改定が行われたものです。賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号、令和3年度相楽中部消防組合一般会計補正予算については、ほとんどが人件費の603万1,000円の減額となったことにより、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、日程第8で報告第3号、専決処分の報告でございます。車両の公用車の損害賠償によるものの報告です。

なお、本日、報道関係にも報道されておりましたが、現在ある消防本部は令和7年度に木津川市城山台9丁目に新庁舎での業務開始が予定され、それに伴い西出張所が廃止予定、また山城出張所も道路の新設ができれば廃止されるという予定となっております。木津川市管内では、したがって加茂出張所だけが残る予定です。

そして、事務連絡として、消防出初式の案内がありました。1月5日水曜日、10時から、木津川市相楽台小学校で開催される予定です。以上で相楽中部消防組合議会の報告を終わります。

次に、山城病院組合議会。西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） それでは、国民健康保険山城病院組合について報告いたします。

令和3年11月5日、京都山城総合医療センター会議室で、定例会が9時30分に開催されました。

議会に先立ち、当組合議会議員であった杉岡義信議員の逝去を悼み、1分間の黙禱が行われました。その後、新たに当組合の議会議員となった私、西昭夫を紹介させていただきました。

続いて、河井規子管理者から病院組合の近況報告及び本定例会の提出議案等の説明がありました。



一般質問では、木津川市の山本しのぶ議員から「コロナ禍での看護体制の現状と課題について」、南山城村の齋藤和憲議員から「山城病院の管理運営について」、木津川市の宮嶋良造議員から「コロナ禍でのがんの早期発見早期治療」と「コロナに感染しても安心の医療を」について質問がありました。

議案審議では、認定第1号、令和2年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定について。

収益では、コロナウイルスの影響を受け、外来、入院収益ともに前年度で大幅に減少し、入院収益は前年度比約1億2,804万円の減、外来も収益が2,922万円の減であった。医業外収入益は、コロナ関連の補助金等により前年度比約3億1,945万円の増で、事業収益は、前年度比約2億8,382万円の増であった。医業費用では、会計年度任用職員制度施行やマンパワーの充実等による給与費の増、医業外費用では、コロナ感染症の対応従事者に対する慰労金の支出等により、事業費用が前年度比約4億1,989万円の増となった。結果、令和2年度決算は約1億3,222万円の赤字決算となったとの説明があり、挙手全員で認定されました。

認定第2号、令和2年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定について。

回転数の上昇により退所者数以上の入所者を確保できなかったこと等から入所数は減少したものの、新規入所者の増による算定の加算や施設分類の加算型で算定できるようになったことで、施設療養収益は前年度比約36万円の微減、短期入所療養収益は前年度比約470万円の増、通所リハビリ療養収益は前年度比約343万円の増、療養外収益と合わせ事業収益は前年度比約1,682万円の増、事業費用は、会計年度任用職員制度の施行による給与費の増加や介護士の派遣職員の増による委託費の増加等により、前年度比約5,053万円の増。結果、令和2年度決算は約4,728万円の赤字決算となったとの説明があり、挙手全員で認定されました。

第8号議案、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

令和3年度人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を年0.15月減じるもの。これに対し木津川市の宮嶋良造議員から反対討論がありましたが、挙手多数で可決されました。

第9号議案、国民健康保険山城病院組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について。

法律に基づき、介護休暇の期間の改正及び介護時間の新設を行うものは、挙手全員で可決されました。

第10号議案、国民健康保険山城病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

法律に基づき、育児休業をすることができない職員の見直し、非常勤職員の休業期間の設定、育児短時間勤務をすることができない職員の見直し等を行うものは、挙手全員で可決されました。

以上、提案された議案は全てについて可決されました。

続いて、令和3年度国民健康保険山城病院組合議会臨時会について報告いたします。

令和3年11月26日、15時から、京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

組合報告では、本会議に提出予定だった議案第11号、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を撤回する旨の申出が河井規子管理者からあったため、管理者から撤回理由の説明がありました。議案撤回となったことに対するお詫びと、今後は管理者団との相談の上、慎重に対応を検討していくとのことでした。以上、報告1件があり、議会は閉会いたしました。以上、報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、加茂笠置組合議会。松本議員。

2番（松本俊清君） 加茂笠置組合議会の報告をいたします。

令和3年第2回加茂笠置組合議会の定例会を令和3年10月26日、午前10時から、木津川市役所5階の全員協議会室にて開催しました。

令和2年度の決算の認定は、収入済額1,702万5,241円、支出済額1,550万4,937円とするもので、今回、関電送配電株式会社より支払われる鉄塔敷地料、線下補償料の笠置分について妥結しておらず、その分が決算では未収入となっています。現在も笠置町分は妥結に至っておりませんが、内払金として前回妥結額の12%減で、鉄塔敷地料54万6,018円、線下補償料158万3,862円の支払いを受けています。採決は、全員賛成で認定されました。以上、加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽東部広域連合議会報告。西議員。

7番（西 昭夫君） 相楽東部広域連合議会について報告をいたします。

令和3年第3回定例会を令和3年12月10日、9時30分から、南山城村議会議場で開催いたしました。

一般質問は、和東町の村山一彦議員、笠置町の大倉博議員、南山城村の頭鬼久雄議員の

3人がしました。

村山議員の一般質問の内容は、相楽東部広域連合の設立の経緯、他の連合での教育委員会の有無、連合教育委員会の総括、先生の働き方改革、いじめ問題での校長の評価への影響、教育長の各町村議会への出席等でした。

それに対する答弁では、総括は、連合の検討は今まで大きくは2回している。検討した内容を管内住民に徹底できればと思う。その他の自治体の教育関係の事務を行っている広域連合は、当連合を含め6団体で、他の5団体は一部事務等を連合で行っており、教育委員会全体の設置・運営をしているのは当連合のみ。働き方改革については、教職員の働き方改革実行計画をつくり、またノー残業デーも設け出勤時刻の管理をしている。残業は、少ない学校で月32時間、多い学校で月44時間である。本年度は、残業月60時間以内100%、月45時間以内を80%を目指し、午後7時30分までの退勤を進めている。教育長の各議会への出席は、東部連合に機能が移り、各町村の事務でなくなり、調査権も及ばないことから出席はできないが、直接個別での対応は可能等の内容でした。

大倉議員の一般質問は、教育委員会は現状のままか各町村に戻すのか、笠置町と南山城村の分室は必要か、笠置町の産業振興会館の教育委員会分室と図書室についての考え、笠置小学校の在り方、東部連合の在り方の検討等の内容でした。

それに対する答弁では、人口減少、単独で行政サービスは難しくなる、連合の引き続きの運営が必要と考える。産業振興会館の教育委員会分室は、中央公民館が廃止となり移転が必要となった。避難所は和室、2階ホールを利用し、笠置小学校は少人数のよさを活かし、学力テストでは国語、算数ともに全国平均を上回っている、統廃合とは思わない。存続を決めるのは、教育委員会でなく笠置町の皆さん等の内容でした。

頭鬼議員の一般質問は、いじめ問題と新型コロナワクチン接種でされました。

主な答弁は、いじめの問題については、加害者の言い分ではなく被害者の心身に苦痛があればいじめである。いじめ防止基本方針をつくり、未然防止、早期発見、早期対応を3原則として取組を進めている。いじめの早期発見について、先生の気づく力は子供の人権を守る資質、早期対応では、いじめ調査アンケートを実施、指導し、追跡調査も行っている。本年度は、小学校2校で30件を認知、嫌なことを言われた、にらまれた等、現段階では解消している。弁護士、医師、警察、保護者が入り、年2回、いじめへの具体策の協議をしている。認知件数ゼロが目標ではなく、早期発見が大事、認知件数は教師がしっかり子供を見ている結果との意見があり、校長会でも話をし、共通認識にしている。

ワクチンに関して、副反応の正しい知識に基づき判断することを各学校に指示。海外では5歳から11歳のワクチン実施が始まっている。専門家の間でも打つべきであるとするものと、重症化リスクが低いから慎重にとで分かれているようである。教育委員会は見解を述べる立場になく、国の動きを待つ状態である。打つ、打たないで差別・いじめが起きないように対応する等とありました。

続いて、議案について報告します。

議案は、令和2年度一般会計決算認定、令和3年度の一般会計補正予算、工事請負契約の締結の件です。

令和2年度一般会計決算額は、歳入の収入済額9億34万7,744円、歳出の支出済額を8億9,360万6,014円とするもので、質疑は、GIGAスクール、タブレット端末について、ごみの水分量の地域的特徴の分析等でされました。

答弁は、4月からデジタル戦略チームをつくり、ICT担当と事務局が月1回集まり、計画し運営している。各学校でも授業参観、タブレット使用を保護者に見てもらい、終わった後、保護者が使ってみる等の取組も大事で、どういう利活用があるかを検討したい。

ごみの水分量については、令和2年度の年4回の平均で、笠置町が47.27%、和東町が35.91%、南山城村が46.57%、3町村平均では令和元年度51.08%から令和2年度43.25%と平均では減っている。重さが重要で、「れんけい」広報していきたい。さらにもう一步踏み込んで、どうしていくか検討したい等の内容でした。

令和2年度一般会計決算の認定は、討論はなく、採決は全員賛成で可決・認定されました。

令和3年度一般会計補正予算は、補正額を1,265万8,000円、総額を9億6,879万円とするもので、主な内容は、相楽東部クリーンセンターの擁壁安全対策工事の費用です。討論はなく、賛成多数で可決・成立しました。

工事請負契約の締結の件は、相楽東部クリーンセンターの擁壁安全対策工事で、契約額は8,833万円で、履行期間は完了を令和4年8月8日、契約の相手方は山城・宮幸特定建設工事共同企業体とするものです。質疑では、問題が起きたときに住民に最終的に負担とならないようにとの内容が出され、そうならないよう、また二次被害にならないようにする旨の答弁がされました。討論は、反対討論が1人、採決は、賛成多数で可決・成立しました。

以上で報告を終わります。

議長（大倉 博君） これで閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員